
AMT/NEWSLETTER

IP & Technology

March 25, 2026

標準必須特許(SEP)紛争に関する国内の新たな紛争解決手段及び 海外における近時の展開

Contents

I. 東京地方裁判所における標準必須特許(SEP)紛争の新たな紛争解決手段

II. 海外における標準必須特許(SEP)紛争に関する近時の展開

I. 東京地方裁判所における標準必須特許(SEP)紛争の新たな紛争解決手段

弁護士 後藤 未来

弁護士 角田 匠吾

2026年1月、東京地方裁判所知的財産権部(民事第29部・第40部・第46部・第47部)(東京地裁知財部)は、標準必須特許(SEP)に基づく特許権侵害訴訟(SEP訴訟)の審理要領(SEP訴訟審理要領)を公表しました¹。このSEP訴訟審理要領は、通常の特許権侵害訴訟における二段階審理方式と異なり、権利濫用の抗弁の成否が主要な争点となることが多い日本におけるSEP訴訟の特徴を踏まえ、審理手続及び紛争解決の迅速化を図るとともに、日本特許だけでなく全世界の標準必須特許を対象とするライセンスの合意形成を目指し、SEP紛争をグローバルに解決する仕組みの提供を志向するものです。

また、訴訟手続に加えて、2026年2月より、東京地裁知財部は、2019年10月1日より運用を開始している知財調停手続をベースに、SEP紛争を訴訟手続よりも迅速に解決することを目指す専門調停制度(SEP調停)を開始し、その審理要領(SEP調停審理要領)を公表しました²。

本ニュースレターでは、SEP訴訟審理要領とSEP調停審理要領の概要を解説します。

1. 背景—標準必須特許(SEP)の概要とSEP紛争の近年の潮流

標準必須特許(SEP)とは、通信等の分野において策定される標準規格(例:5G標準規格)に準拠した製品であれば実施することが必須とされる発明に係る特許です。

通常、標準化団体(例:5G標準規格を策定する欧州電気通信標準化機構(ETSI))は、標準規格の策定に際し、自社技術の標準規格への採用を提案する参加企業(特許権者)に対し、自社技術が採用されると実施が不可欠となり得る発明に係る特許・特許出願を開示させ、公正・合理的・非差別的(Fair, Reasonable and Non-discriminatory)な条件(FRAND条件)でライセンスする意思があることを宣言させます(FRAND宣言)。

しかし、FRAND宣言がなされた特許の実際のライセンス交渉においては、ロイヤルティ料率の算定方法等、どのような条件がFRAND条件であるかについて特許権者と実施者の間で争いとなることが多く、また、ライセンス交渉を有利に進めるため、ホールドアップ(特許権者が差止請求を示唆するなどしてFRAND条件を超えるライセンス条件を要求する行為)やホールドアウト(実施者が誠実にライセンス交渉に応じることなく時間を引き延ばしてSEP技術の使用を継続する行為)が行われることもあります。そして、当事者間でのライセンス交渉による解決が困難である場合には、訴訟・仲裁・調停等の紛争解決手段により解決が図られます。

もともと、標準規格は国際的に利用されるものであり、SEP紛争及びSEPライセンス契約の対象の多くは国境を越えるものとなります。そして、SEP訴訟における手続や判断枠組みは各国の裁判所により異なるため、当事者にとってどの国や国際機関の紛争解決手段において紛争解決がなされるかが実務上非常に重要となります。

そして、2020年に、特許権者が全世界で保有する標準必須特許のライセンスに関するFRAND条件を英国裁判所が決定する管轄権を有するとした判決(*Unwired Planet v. Huawei* 事件判決³)が英国において出されたこと等を契機として、

¹ https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/minzi_section29_40_46_47/SEP_tokkyoken_shingai/index_2.html

² https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/minzi_section29_40_46_47/SEPJM_chizai_jiken_teiki/index_2_1.html

³ *Unwired Planet v Huawei* [2020] UKSC 37

欧州(EU)、英国、中国及び米国等、各国の裁判所が他国に SEP 紛争の世界的な解決の主導権を握らせないようにする動きが活発となっており、他国における訴訟追行や判決執行を求めることを禁止するいわゆる禁訴令 (Anti-Suit Injunction: ASI) やその禁訴令を求めることを禁止するいわゆる反禁訴令 (Anti-Anti-Suit Injunction: AASI) 等も続々と発出されています(主要各国における SEP 紛争に関する近時の展開については次のトピックで紹介します)。

一方で、日本では、2014 年 5 月 16 日、*Apple v. Samsung* 事件知財高裁大合議判決⁴において、FRAND 宣言を行った特許権者による標準必須特許に基づく差止請求については、実施者が FRAND 条件によるライセンスを受ける意思を有している場合には権利濫用となると判示されました。しかし、その判示において、ライセンス契約を受ける意思を有しないという認定は厳格にされるべきであるとの規範が示されました。そのため、日本において差止請求が認められるためのハードルは高いのではないかと懸念が特許権者側に広がったのか、*Apple v. Samsung* 事件における損害賠償請求の認容額が少額であったのか、それ以降 10 年以上もの間、日本において標準必須特許に基づく差止請求の成否や損害賠償額に関して判示した裁判例は生まれていませんでした。しかし、昨年、東京地裁知財部に係属した標準必須特許に基づく特許権侵害訴訟において差止請求の成否や損害賠償額についての判断が下されました⁵。そして、上記のような国際的な潮流のなか、東京地裁知財部も SEP 紛争の世界的な解決を積極的に推し進めるため、SEP 訴訟審理要領及び SEP 調停審理要領を公表しました。その意図は、以下に引用する SEP 訴訟審理要領及び SEP 調停審理要領のそれぞれの冒頭にも表れています。

SEP 訴訟審理要領

1 審理方針

標準規格の国際的普及により SEP の実施が必然的に国境を越えることに鑑みると、SEP 訴訟の解決において裁判所が果たすべき重要な役割の一つとしては、当該 SEP を含む SEP 保有者のグローバル SEP ポートフォリオ全体について、FRAND 条件によるライセンス料(以下「グローバル FRAND 実施料」という。)の合意形成を図り、もって SEP に関するグローバル紛争を世界的に解決する仕組みを提供することにあります。

このような観点から、裁判所は、SEP 訴訟においては、グローバル FRAND 実施料に関する合意形成を可及的速やかに促進するため、原則として第 1 回期日において和解を勧告した上で、和解交渉のための期日を計画的かつ集中的に指定するなどして、当事者間の合意形成を後押しすることになります。

SEP 調停審理要領

1 SEP 調停の目的

標準規格の国際的普及により SEP の実施が必然的に国境を越えることに鑑み、SEP 調停は、当該 SEP を含む SEP 保有者のグローバル SEP ポートフォリオ全体について、FRAND 条件によるライセンス料(以下「グローバル FRAND 実施料」という。)の合意形成を図ることを目的とします。

このような目的を達成するために、調停委員会は、グローバルスタンダードを参照しつつ、グローバル FRAND 実施料に関する合意形成を円滑かつ柔軟に後押しし、原則として第3回調停期日までに、調停の成立を目指します。

2. SEP 訴訟審理要領の概要—SEP 訴訟の審理モデル

東京地裁知財部は、通常の特許権侵害訴訟においては原則として二段階審理方式を採用しています。すなわち、まず、

⁴ 知財高判平成 26 年 5 月 16 日(平成 25 年(ネ)第 10043 号)及び知財高決平成 26 年 5 月 16 日(平成 25 年(ラ)第 10007 号・第 10008 号)

⁵ 東京地判令和 7 年 6 月 23 日(令和 5 年(ワ)第 70501 号)、東京地判令和 7 年 4 月 10 日(令和 4 年(ワ)第 7976 号)

第一段階において特許権の侵害の有無(充足論と無効論)を審理します(侵害論)。第一段階において、原告と被告は、充足論と無効論に関する主張を行い、その後、必要に応じて、双方がその技術的事項の主張を口頭で説明する技術説明会が開催されます。その後、東京地裁知財部が侵害論についての心証開示を行います。裁判所が侵害の心証を得た場合には損害額の審理(損害論)に進みます(場合によっては、損害論の審理に進む前に和解勧告が行われることもあります)。他方、非侵害の心証を得た場合には損害額の審理(損害論)に進まず、和解勧告(和解に応じない場合には審理終結・判決)へと進みます。

これに対し、SEP 紛争においては、実施者が標準規格を利用していること自体には争いがなく、充足論と無効論に関する争点は通常の侵害訴訟と比べると少なくなる傾向にあり、この場合には上記 *Apple v. Samsung* 事件で判示された権利濫用の抗弁の成否(実施者の FRAND 条件によるライセンスを受ける意思の有無)が主要な争点となります。そして、裁判上の和解を目指す場合に最も議論となるのは FRAND 条件によるライセンス料です。このような実態を踏まえ、SEP 訴訟審理要領によれば、東京地裁知財部は、通常の特許権侵害訴訟の審理モデルとは異なり以下のようなステップを踏むとしています。

(1) 訴訟準備段階

まず、SEP 訴訟審理要領は、訴訟準備段階で原告(特許権者)と被告(実施者)に期待する内容を記載しています。

原告(特許権者)は、訴状においてその算定根拠を具体的に明示して全世界の標準必須特許を対象とする FRAND 条件によるライセンス料を提案することが期待されています。なお、原告(特許権者)は、算定根拠を明示している限りにおいて、トップダウンアプローチ(標準規格に係る全ての標準必須特許の貢献度・ライセンス料を算定し、そこから特許権者が保有する標準必須特許の貢献度・ライセンス料を割り付ける方法)、比較ライセンスアプローチ(類似する既存のライセンス契約のライセンス料をベンチマークとして算定する方法)又はその両方の組み合わせを算定方法に用いることができるとしています。

被告(実施者)は、答弁書において原告の算定根拠に対する具体的な認否及び反論を示すとともに、その算定根拠を具体的に明示して対案となる FRAND 条件によるライセンス料を提出することが期待されています。重要な点は、その際、被告が対象製品(被疑侵害製品)の販売数や販売額等、FRAND 条件によるライセンス料の算定に必要な証拠も併せて提出することが期待されていることです。そして、SEP 訴訟審理要領は、被告がかかる証拠を任意に提出しない場合、FRAND 条件によるライセンスを受ける意思がないものとして権利濫用の抗弁を排斥して差止請求を認容するおそれがあると注意喚起しています。

(2) 訴訟開始直後からの集中的な和解協議

SEP 訴訟審理要領によれば、東京地裁知財部は、全世界の標準必須特許を対象とする FRAND 条件によるライセンス料に関する合意形成を迅速に促進するため、原則として第 1 回口頭弁論期日において当事者に和解を勧告し、裁判上の和解の協議のための期日を計画的かつ集中的に指定するとしています。なお、充足論と無効論に争いがある場合、東京地裁知財部は、第 1 回口頭弁論期日において、和解協議と並行して進める書面提出のスケジュールを設定するとしています。このスケジュールに従い、原告と被告は、通常の特許権侵害訴訟の二段階審理方式における第一段階同様、充足論と無効論に関する主張を 2 往復行うことが予定され、その後、裁判所は必要に応じて技術説明会を開催するとしています。

和解協議において、東京地裁知財部は、ホールドアップとホールドアウトという極端な交渉態度を排除し、公正かつ中立な立場で和解協議を促進するとしています。そして、東京地裁知財部は、最終的に、全世界の標準必須特許を対象とする FRAND 条件によるライセンス料に関する和解案を提示する場合がありますが、一方的に FRAND 条件によるライセン

料を決定するのではなく、あくまでも当事者間の交渉経過及び交渉内容や、当事者双方の意向を尊重するとしています。

なお、当事者は、第 1 回口頭弁論期日後速やかに、全世界の標準必須特許を対象とする FRAND 条件によるライセンス料を除くその他の条件について協議し、合意書を作成することが期待されています。このプロセスにおいて作成された合意書は、その後ライセンス料について合意に至った場合、それが組み込まれた時点で最終的な合意となり和解調書に添付されることとなります。

(3) 和解協議決裂後の手続

SEP 訴訟審理要領によれば、和解協議手続が打ち切られた場合、当事者双方は、訴訟提起前から和解協議手続の打ち切りまでの交渉経過及び交渉内容を踏まえ、権利濫用の抗弁に関する主張立証をまとめて整理した書面及び証拠を速やかに提出することが期待されています。そして、裁判所は、上記主張立証に基づき、権利濫用の抗弁の成否を判断するとしています。

3. SEP 調停の概要—原則 3 回の迅速手続

東京地裁知財部は、2019 年 10 月 1 日より、知的財産権に関する紛争を対象とし、柔軟性・迅速性・専門性・非公開を特色とする知財調停制度を開始しています。知財調停制度は、東京地裁知財部の裁判官 1 名及び知財事件の経験が豊富な弁護士・弁理士等の専門家 2 名の合計 3 名から構成される調停委員会の助言や見解を踏まえ、簡易・迅速な解決を図るものです。

2026 年 2 月より、東京地裁知財部は、この知財調停制度の運用を準用する形で、SEP 紛争を専門的に取り扱う専門調停制度(SEP 調停)を開始することを発表し、その審理要領(SEP 調停審理要領)を公表しました⁶。

SEP 調停審理要領によれば、SEP 調停の特色は以下のとおりです。

国際性	SEP 調停は、SEP 保有者が保有する日本において登録された SEP だけでなく、世界的に保有する SEP ポートフォリオ全体に関する、FRAND 条件によるライセンス料(グローバル FRAND 実施料)の合意形成を図ります。 算定方法は、その根拠が示されている限り、トップダウンアプローチ、比較ライセンスアプローチ又はこれらの組合せのいずれを用いることもできます。
迅速性	SEP 調停は、調停申立て前に、既に当事者間で交渉が行われている可能性が高く、その場合、グローバル FRAND 実施料の算定根拠に関する争点が特定されており、当事者双方が関係する資料等を保有していると考えられることを前提として、第 1 回調停期日までに当事者双方が主張と証拠を提出し、原則として 3 回の調停期日での迅速な紛争解決を目指すものです。
専門性	SEP 調停の調停委員会は、東京地裁知財部の裁判官 1 名及び知財事件の経験が豊富な弁護士・弁理士等の専門家 2 名の合計 3 名から構成されます。さらに、SEP に関する専門的知見を有する裁判所調査官が関与することも可能です。

なお、日本の民事調停において、裁判所又は調停委員会の呼出しを受けた事件の関係人が正当な事由がなく出頭しない場合、裁判所は 5 万円以下の過料に処することとなっているものの(民事調停法 34 条)、実務上は過料が処されるこ

⁶ https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/minzi_section29_40_46_47/SEPJM_chizai_jiken_teiki/index_2_1.html

となく、調停不成立となる場合が多いです。また、訴訟手続と異なり、出頭しないことにより申立人の主張どおりの判断・決定が下されることはありません。さらに、調停委員会が提示した調停案に当事者が拘束されることはなく、当事者がそれを拒否して調停不成立とすることも可能です。もっとも、調停に出頭しない態度や、調停案を拒否するという態度（追って説明するとおり、調停調書に記載され、その後の訴訟の証拠として提出される可能性があります）が、その点が訴訟上の権利濫用の抗弁の判断においてどのように影響するのは注目されることです。

(1) 調停開始前の準備

SEP 調停審理要領によれば、まず、申立人は、申立書において、算定根拠を具体的に明示した上で、グローバル FRAND 実施料を提案することが期待されています。これに対し、相手方は、答弁書において、申立人の提案に対する具体的な認否及び反論を行うとともに、算定根拠を明らかにした上で、グローバル FRAND 実施料に関する対案を提出することが期待されています。その際、相手方は、相手方製品等の販売数、販売額等に関する証拠も併せて提出することが期待されています。

(2) 第 1 回調停期日

第 1 回調停期日において、調停委員会は、当事者双方から各提案の趣旨を個別に聴取した上で、第 2 回調停期日まで、さらにそれぞれ対案を提出するよう指示するとしています。

なお、上記で解説した SEP 訴訟審理要領における SEP 訴訟の進行と同様、当事者は、第 1 回調停期日後速やかに、グローバル FRAND 実施料を除くその他の条件について協議し、合意書を作成することが期待されています。調停が成立した場合、当該合意書に、グローバル FRAND 実施料の記載が追加され、調停調書に添付されます。

仮に、充足論及び無効論に関する争点がある場合には、充足論及び無効論に関する書面の 1 往復(上記で述べたとおり、SEP 訴訟においては 2 往復)を行い、必要に応じて、第 2 回調停期日において、簡易な技術説明会の期日を決める場合があります。ここで提出された書面については、調停と訴訟の円滑な連携という観点(上記で述べた、SEP 訴訟における書面の往復の繰返しを避けるという観点)から、調停が不成立又は取下げとなった後に提起された訴訟手続において速やかに提出することが期待されています。

(3) 第 2 回調停期日

第 2 回調停期日において、調停委員会は、当事者双方から提出されたグローバル FRAND 実施料に関する算定根拠を踏まえ、調停案を提示し、又は当事者双方に対し最終案を提出するよう指示するとしています。最終案を提出するよう指示された場合、当事者双方は、第 3 回調停期日までにこれを提出することが期待されています。

(4) 第 3 回調停期日

第 2 回調停期日において調停委員会が調停案を示していた場合、第 3 回調停期日において、調停委員会は、当事者双方の受諾の意思を確認した上で、調停成立又は調停不成立とするとしています。他方、第 2 回調停期日において調停委員会が当事者双方に対し最終案を提出するよう指示していた場合、第 3 回調停期日において、調停委員会は、これらを踏まえた調停案を示し、当事者双方の受諾の意思を確認した上で、調停成立又は調停不成立とするとしています。

調停不成立となった場合、調停委員会は、調停調書に、申立人又は相手方が調停に応じる意思がないために不成立となった場合はその旨を記載し、調停委員会自身が調停案を提出した場合は当該調停案及び調停委員会の意見書を添付するとしています。当事者双方はその後の訴訟又は仮処分手続において、権利濫用の抗弁の争点に関し、当該調停調書

を提出することができます。

こちら、SEP 訴訟同様、SEP 調停審理要領を踏まえて調停委員会がどのような調停を行うのか(特許権者と実施者のいずれに厳しい姿勢を見せるのか)については当事者双方の調停申立て前の状況、調停委員会の構成員や実際の運用方法次第と思われ、また、調停における交渉態度が判決にどのように影響するかについても、調停の交渉態度を考慮した裁判例の登場を待つ必要があります。

4. まとめ

以上のように、日本(東京地裁)は、後ほど紹介するような、裁判所による差止めの判断を中心とする欧州(EU)とも、裁判所によるグローバル FRAND 実施料の決定を中心とする英国とも異なるような、新たな紛争解決手段を打ち出そうとしているものと思われます。今般の SEP 訴訟・調停の新たな審理要領を踏まえて、実際に SEP 訴訟や調停がどのように運用されていくのか等、今後の実務の動向が非常に注目されます。

II. 海外における標準必須特許(SEP)紛争に関する近時の展開

弁護士 後藤 未来

弁護士 角田 匠吾

上記ニュースレターでは、東京地裁知財部も SEP 紛争の世界的な解決を積極的に推し進める姿勢を見せていることを紹介しました。一方で、近時の SEP 紛争は、日本ではなく海外において頻発しており、それぞれの判断枠組みに基づく議論の集積も進んでいます。そこで、本ニュースレターでは、対照的な議論を展開する欧州(EU)と英国の状況を中心に、過去 2 年間ほどを遡って海外における SEP 紛争の動向と注目される裁判例の一部を紹介します。

紹介する SEP 紛争の主要裁判例(一部)の時系列

日付	場所	事件
2023 年 12 月 12 日	中国	<i>Act v. Oppo</i>
2024 年 3 月 21 日	英国	<i>Lenovo v. Interdigital</i>
2024 年 10 月 3 日	英国	<i>Panasonic v. Xiaomi</i>
2024 年 10 月 24 日	米国	<i>Ericsson v. Lenovo</i>
2024 年 11 月 22 日	欧州(UPC)	<i>Panasonic v. Oppo</i>
2024 年 12 月 18 日	欧州(UPC)	<i>Huawei v. Netgear</i>
2024 年 12 月 22 日	中国	<i>Huawei v. Netgear</i>
2025 年 2 月 28 日	英国	<i>Lenovo v. Ericsson</i>
2025 年 3 月 20 日	欧州(ドイツ)	<i>VoiceAge v. HMD (控訴審)</i>
2025 年 7 月 21 日	WTO	<i>China v. EU</i>
2025 年 10 月 31 日	英国	<i>Samsung v ZTE</i>
2025 年 12 月 18 日	英国	<i>Acer, Hisense, Asus v Nokia</i>
2026 年 1 月 27 日	欧州(ドイツ)	<i>VoiceAge v. HMD (最高裁)</i>

1. 欧州(EU)

欧州(EU)は、2015 年 7 月 16 日に欧州司法裁判所(CJEU)が出した *Huawei v. ZTE* 事件判決⁷が示したフレームワーク(EU フレームワーク)に基づき、FRAND 条件の交渉における特許権者・実施者の誠実な交渉態度を審査し、特許権者による差止請求が独占禁止法に基づく支配的地位の濫用に当たり排除されるべきであるかといういわゆる FRAND 抗弁の成否を判断するという点に特徴があります。

具体的に EU フレームワークとは、FRAND 条件の交渉における特許権者・実施者の誠実な交渉態度を、5 つのステップに分けて審査するものであり、特許権者はステップ 1・3 を遵守したか否かを、実施者はステップ 2・4・5 を遵守したか否かを審査され、差止請求の成否及び FRAND 抗弁の成否を判断します。

	主体	求められる行為
1	特許権者	対象特許及び侵害行為(対象製品等)を特定して侵害の警告を行う。
2	実施者	FRAND 条件に基づくライセンスを受ける意思を表明する。
3	特許権者	ロイヤルティの金額と計算方法を明記して FRAND 条件に基づくライセンスをオファーする。

⁷ *Huawei v. ZTE*, CJEU Case C-170/13

4	実施者	特許権者のオファーを受け入れない場合、速やかに対案を提示する。
5	実施者	特許権者が実施権者の対案を拒否し、ライセンス契約が締結されないにもかかわらず実施権者が侵害行為を継続する場合、適切な担保提供等を行う。

そして、近時は、EU フレームワークの具体的な解釈に関する議論の集積が進んでいます。特に、2023 年 6 月 1 日に設立された欧州統一特許裁判所(Unified Patent Court)(UPC)が、その設立直後の 2024 年に、EU フレームワークの具体的な解釈を示す差止認容判決を 2 件連続で出したことが注目されます。また、EU のうちドイツにおいては、2020 年 5 月 5 日及び 8 月 26 日にドイツ連邦最高裁判所が出した *Sisvel v. Haier* 事件両判決以降、EU フレームワークに基づき実施者のホールドアウトを厳しく審査し、多数の差止認容判決が出されていますが、2025 年に、EU フレームワークのステップ 5 の担保提供等に関して引き続き特許権者寄りの踏み込んだ解釈を示した点も注目されます。以下では、これらの概要を紹介します。

(1) *Panasonic v. Oppo*, UPC_CFI_210/2023

- ✓ 本件は、4G 通信規格の標準必須特許(SEP)を巡り、欧州統一特許裁判所(UPC)マンハイム地方部において特許権者 Panasonic が実施者 Oppo に対して提起した特許権侵害訴訟であり、UPC が SEP に基づき初めて差止命令を発出した画期的な判決と注目されています。
- ✓ 本件において Oppo は、Panasonic の差止請求が支配的地位の濫用に当たり独占禁止法に基づき排除されるべきであるという FRAND 抗弁を主張しましたが、UPC マンハイム地方部は、以下の理由から Oppo の FRAND 抗弁を排斥し、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ及びスウェーデンにおける製品の販売差止め等を命じました。
 - 裁判所は、EU フレームワークを適用するにあたり、各ステップを厳格に順序立てて実行すべきという(欧州委員会がドイツの *VoiceAge v. HMD* 事件のアミカス・キュリエで示した)形式的解釈とは異なり、当事者の交渉態度は交渉全体を通じた誠実な振る舞いによって評価されるべきとしました。
 - その上で、Panasonic は十分な侵害通知(Oppo が求めたクレームチャートや対象特許の属するファミリーに関するクレームチャートの送付)を行い(ステップ 1)、提案したオファーが FRAND であることの理由を適切に説明した(ステップ 3)と認定しました。
 - 一方で、Oppo は電子メールでライセンス取得の意思を有することの十分な宣言を行ったものの(ステップ 2)、実際の販売データ・使用データを開示せず、Panasonic が疑義を呈していた IDC(調査会社)のデータのみを依拠して交渉を遅延させた(ステップ 4)と認定し、Oppo はライセンスを受ける意思がないと判断しました。
- ✓ また、本件において Oppo は、欧州・米国・日本地域におけるグローバルな FRAND ライセンス料の決定を求める FRAND 反訴を提起しました。裁判所は、その決定に係る管轄権を認めましたが、Oppo の提案した一括ライセンス料は FRAND に準拠しておらず、また上記のとおり Oppo がライセンスを受ける意思はないと判断したため、Oppo の反訴請求を棄却しました。
- ✓ なお、本件において UPC は、後ほど紹介する英国の *Panasonic v. Xiaomi* 事件に触れ、英国の裁判所がグローバルなライセンス料を決定しようとする手続について、SEP を知的財産権に基づく排他的権利(差止請求権)を切り落とした単なる金銭請求権として理解するような英国の姿勢は EU 法と相容れないとし、それが実質的に他国での特許権行使を封じることになっているのではないかと懸念を示しています。

(2) *Huawei v. Netgear, UPC_CFI_9/2023*

- ✓ 本件は、Wi-Fi 6 に関する標準必須特許(SEP)を巡り、欧州統一特許裁判所(UPC)ミュンヘン地方部において特許権者 Huawei が実施者 Netgear に対して提起した特許権侵害訴訟であり、Panasonic v. Oppo 事件に続いて UPC が SEP に基づく差止命令を発出しました。
- ✓ 本件において Netgear は、Huawei の差止請求は支配的地位の濫用に当たり独占禁止法に基づき排除されるべきであるという FRAND 抗弁等を主張しましたが、UPC ミュンヘン地方部は、以下の理由から FRAND 抗弁を排斥し、ベルギー、ドイツ、イタリア、フィンランド、フランス及びスウェーデンにおける製品の販売差止め等を命じました。
 - 裁判所は、EU フレームワーク及びその具体的な解釈を示した Panasonic v. Oppo 事件判決を踏襲しつつ、実施者が支配的地位の濫用を主張できるのは、実施者自身が遅滞なく FRAND 条件に合致する具体的対案を提示し、かつ、それが拒絶された場合には直ちに使用状況に関する計算を行い適切な担保を提供した場合に限られるという厳格な解釈を示しました。
 - その上で、Huawei は適切な侵害通知(クレームチャートの送付)を行い(ステップ 1)、二国間ライセンスに加えてパテントプール(SISVEL)を通じたライセンス取得の機会を提示したこと(ステップ 3)を評価しました。
 - 一方で、Netgear は、対案が拒絶された後に適切な担保提供を行わず、十分な会計報告も行わなかったため(ステップ 4)、EU フレームワークが定める FRAND 抗弁の適格を欠くと判断しました。
 - なお、Qualcomm 製モデムを搭載した製品に関する消尽の抗弁は一部認められました。裁判所は、Huawei と Qualcomm 間の特定の契約に基づき、特定の期間に EU 域内で最初に販売された Qualcomm 製モデムを搭載する製品については特許権が消尽していると認定し、これらを差止命令の対象から除外しました。

(3) *VoiceAge v. HMD, 6 U 3824/22 Kart*

- ✓ 本件は、EVS 標準規格(音声符号化技術)の標準必須特許(SEP)を巡り、ミュンヘン高等裁判所において特許権者 VoiceAge が実施者 HMD に対して提起した特許権侵害訴訟の控訴審判決です。
- ✓ 本件において HMD は、VoiceAge の請求は支配的地位の濫用に当たり独占禁止法に基づき排除されるべきであるという FRAND 抗弁を主張しました。しかし、ミュンヘン高等裁判所は、以下の理由から HMD の FRAND 抗弁を排斥し、製品の販売差止め等を命じた第一審判決を維持しました。
 - 裁判所は、EU フレームワークについて、各ステップを厳格な順序で実行し審査すべきとする(欧州委員会が本件のアミカス・キュリエで示した)形式的解釈を否定し、当事者の義務はそれぞれのステップを通じた誠実な交渉姿勢によって評価されるべき「動的な交渉概念」としました。
 - その上で、原告は情報提供や損害賠償を求める訴えの提起によって十分な侵害通知(ステップ 1)を行ったと認定しました。原告のオファー(ステップ 3)については、被告が適切な担保提供を行わない限り、そもそも裁判所がその FRAND 適合性を審査する必要はないと判示しました。
 - 一方で、被告の対応については、特に担保提供(ステップ 5)の不備を厳しく認定しました。裁判所は、EU フレームワークにおける適切な担保額は、被告自身のカウンターオファーに基づく額ではなく、原告の(最終)オファーに基づく額でなければならないとしました。さらに、原告のオファーが後に FRAND であると認定された場合には原告が確実に担保を受け取れるような適格な担保が必要であるとしましたが、被告の提供した担保は(原告が被告のオファーを受け入れることを担保金支払いの実行条件としていたことから)これらの要件を満たしておらず、被告にはライセンスを受ける意思がないと判断しました。

- ✓ なお、本件はドイツ最高裁判所に上告されましたが、2026年1月27日に、ドイツ最高裁判所は、ミュンヘン高等裁判所の判断を支持する判決を出しました。

2. 英国

英国は、EU 離脱前の 2020 年 8 月 26 日に英国最高裁判所が出した *Unwired Planet v. Huawei* 事件判決⁸において、英国の裁判所が(標準化団体である ETSI の IPR ポリシーに基づく契約に関する争点と位置付けて)グローバルな FRAND 料率を決定する管轄権を有すると判断したことを契機に、積極的にグローバルな FRAND 料率を決定する姿勢を見せていますが、近年は、それに加えて、英国裁判所が最終的なグローバル FRAND ライセンスの条件を決定するまでの間の暫定ライセンスの宣言を認める判断が *Panasonic v. Xiaomi* 事件判決以降相次いでいることが注目される一方で、*Samsung v. ZTE* 事件判決のように、他国の裁判所を紛争解決のフォーラムとするという当事者の意向に一定の配慮を示していることも注目されます(なお、このような英国裁判所の姿勢が EU において厳しく批判されていることは、*Panasonic v. Oppo* 事件判決で紹介したとおりです。)。以下では、近年の暫定ライセンス宣言に関する裁判例を紹介します。

(1) *Lenovo v. InterDigital* [2024] EWHC 596

- ✓ 本件は 3G-5G 通信規格に関する標準必須特許を巡り、過去に英国で決定されたグローバル FRAND ライセンスよりも良い条件のライセンスを希望する特許権者 InterDigital と条件維持を希望する実施者 Lenovo の間の訴訟です。
- ✓ 本件において Lenovo は、過去の条件と同様の条件の暫定ライセンス(interim license)を提案し、その条件が FRAND であるという暫定ライセンス宣言(interim license declaration)を求めました。しかし、英国高等法院は以下の理由から Lenovo の申立てを棄却しました。
 - 英国高等法院は、ドイツで(InterDigital により)提起した特許権侵害差止請求訴訟における InterDigital の誠実協議の態度(unwillingness)の認定に際して、(InterDigital が暫定ライセンスを拒絶したという事実を示して)Lenovo に有利な影響を与えることが、本件の Lenovo の申立ての主たる目的であるとし、このように暫定ライセンス宣言がドイツ訴訟に影響を与えるのは国際礼让(comity)の観点から不適切であるとして棄却しました。
 - 英国高等法院は、提案された暫定ライセンスの条件が過去に英国で決定されたグローバル FRAND ライセンス(3G と 4G が主流であった 2023 年 12 月 31 日までのもの)の条件と同様であるところ、5G が主流となる 2024 年以降も同様の条件が FRAND であるという高度な確証(high degree of assurance)を持つことができないとして棄却しました。
- ✓ 他方、ドイツ訴訟の差止判決を利用して有利な条件のライセンス獲得を目論む InterDigital は、ドイツ訴訟と重複する一部の英国訴訟手続の停止を求めました。しかし、英国高等法院は、ドイツ訴訟は差止めの是非を判断するものでありグローバル FRAND ライセンスの条件を決定するものではないことから、(最終的にグローバル FRAND ライセンスの条件を決定するプロセスである)英国訴訟手続を停止する稀かつ説得力のある事情(rare or compelling circumstances)はないとして、InterDigital の申立ても棄却しました。

⁸ *Unwired Planet v Huawei* [2020] UKSC 37

(2) *Panasonic v Xiaomi* [2024] EWCA Civ 1143

- ✓ 本件は欧州電気通信標準化機構(ETSI)が定める 3G と 4G の通信規格に関する標準必須特許のライセンス条件を巡る、特許権者 Panasonic と実施者 Xiaomi の間の訴訟です。
- ✓ 本件において Panasonic は、同社が保有する英国特許が必須であり Xiaomi により侵害されていることや同社が提示したライセンス条件が FRAND であることの確認を求めました。その訴訟手続中に、両当事者は、英国裁判所が FRAND であると最終的に決定した条件でライセンス契約を締結することを無条件に約束しました。しかし、Panasonic は並行してドイツや欧州統一特許裁判所(UPC)において差止訴訟を継続していたため、Xiaomi は Panasonic が誠実なライセンサーであれば暫定ライセンス(interim license)に合意し、締結するであろうという宣言を求めました。英国高等法院において申立ては棄却されましたが、控訴審において英国控訴院は、以下の理由から、暫定ライセンスに関する宣言を認めました。
 - Panasonic の目的は、英国裁判所が FRAND 条件を決定することを待つものではなく、英国裁判所が決定する FRAND 条件を超える金額(supra-FRAND rates)の支払いを Xiaomi に迫るために、ドイツや UPC において差止判決を利用としているものであり、これは客観的に見て ETSI が定める IPR ポリシーに基づく誠実交渉義務に違反するとしました。
 - 暫定ライセンス宣言がドイツ訴訟に影響を与えることについて、他国での無駄な訴訟を減らすことはむしろ国際礼讓(comity)の観点から適切であるとしました。
 - なお、反対意見として、暫定ライセンスに関する宣言を認めるのではなく、Panasonic に対して外国での訴訟を禁じる禁訴令(Anti-Suit Injunction: ASI)を出す方が適切な手段であったとの指摘もありました。
- ✓ 英国控訴院は、その上で、具体的な暫定ライセンスの条件を以下のとおり決めました。
 - 期間:2011 年(Xiaomi の対象製品販売開始時)から英国裁判所による FRAND 条件の最終決定が効力を生じるまで
 - 金額:Xiaomi が提示した金額と Panasonic が提示した金額の中間値(英国裁判所による FRAND 条件の最終決定後に、過不足分を調整)

(3) *Lenovo v. Ericsson* [2025] EWCA Civ 182

- ✓ 本件は、Lenovo と Ericsson が双方有する 4G と 5G の通信規格に関する標準必須特許(SEP)のクロスライセンス条件を巡る訴訟です。なお、Lenovo が Ericsson にライセンス料を支払う関係にあることが前提となっています。
- ✓ 本件において Lenovo は、世界的クロスライセンスに関する FRAND 条件の決定を求め、英国裁判所が FRAND であると最終的に決定した条件でライセンス契約を締結することを無条件に約束しました。しかし、Ericsson は (Panasonic v Xiaomi 事件の Panasonic と異なり)かかる無条件の約束は行わずに米国を中心とする他国で製品販売の差止めを求めていたため、Lenovo は Ericsson が誠実なライセンサーであれば暫定ライセンス(interim license)に合意し、締結するであろうという宣言を求めました。英国高等法院において申立ては棄却されましたが、控訴審において英国控訴院は、以下の理由から、暫定ライセンスに関する宣言(条件に関しては Panasonic v Xiaomi 事件と同様)を認めました。
 - Lenovo が英国裁判所の最終決定に従うと約束している以上、Ericsson への支払いが保証されているにもかかわらず、米国を中心とする他国で製品販売の差止めを求めているのは、英国裁判所が決定するであろう FRAND 条件よりも有利な条件を Lenovo に強要するための行為であるとしました。

- また、米国ノースカロライナ州東部地区連邦地方裁判所(EDNC)が最初に訴訟が提起された場所であり、英国裁判所が介入すべきでないという国際礼儀(comity)に基づく Ericsson の主張については、Ericsson が差止めを求める活動を取り下げるならば EDNC の FRAND 条件に関する決定を受け入れると申し出たにもかかわらず、Ericsson がこれを拒否し米国国際貿易委員会(ITC)で差止めを求め続けていることを指摘し、Ericsson はあらゆる裁判所による FRAND 条件の決定よりも、差止命令による排除力を選好しているといえ、それはホールドアップであるとし、Ericsson の主張を排斥しました。

(4) *Samsung v. ZTE* [2025] EWCA Civ 1383

- ✓ 本件は、Samsung と ZTE が双方有する 4G と 5G の通信規格に関する標準必須特許のクロスライセンス条件を巡る訴訟です。なお、Samsung が ZTE にライセンス料を支払う関係にあることが前提となっています。
- ✓ 本件において Samsung は、世界的クロスライセンスに関する FRAND 条件の決定を求め、英国裁判所が FRAND であると最終的に決定した条件でライセンス契約を締結することを約束しました。一方 ZTE は、本件の訴訟提起の直後に、中国・重慶市中間人民法院に訴訟を提起し、世界的クロスライセンスに関する FRAND 条件の決定を求めていました。
- ✓ 第一審では、ZTE がその後中国以外のドイツを含む多数の国で差止請求訴訟を提起した目的を、強制的に Samsung に中国での FRAND 条件の決定を受け入れさせるためであり、不誠実な行為であるとして、ZTE が誠実なライセンサーであれば暫定ライセンス(interim license)に合意し、締結するであろうという宣言を認めました。
- ✓ しかし、控訴審は、第一審判決の一部を取り消し、以下の理由から、ZTE の行為は不誠実なものとはいえないとしました。
 - 先行事例(Panasonic v Xiaomi 事件や Lenovo v Ericsson 事件)と異なり、本件は、ZTE が(英国裁判所ではなく)中国・重慶市中間人民法院が FRAND であると最終的に決定した条件でライセンス契約を締結することを申し出ていたことも踏まえ、ZTE の目的は、英国裁判所が決定する FRAND 条件よりも有利なレート(supra-FRAND rates)の強要ではなく、あくまでもフォーラムの選択を自身に有利な中国・重慶にするよう同意させることであるとし、自国の裁判所での解決を求めることは、言語、コスト、証拠の所在等の面で実務的な利点があり、それ自体は不誠実な行為とはいえないとしました。
 - なお、最初に受理した英国裁判所が FRAND 条件を決定すべきとする Samsung の主張に対しては、そのような国際的に合意されたルールは存在しないと指摘し、英国裁判所が最初に受理したからといって、ZTE が自国での解決を求めることが不誠実であるとはいえないとしました。

(5) *Acer, Hisense, Asus v Nokia* [2025] EWHC 3331 (Pat)

- ✓ 本件は、国際電気通信連合(ITU-T)が策定したビデオ・コーデック規格(H.264/AVC・H.265/HEVC)に関する標準必須特許を巡る、実施者 Acer, Hisense 及び Asus と特許権者 Nokia の間の訴訟です。
- ✓ 原告である実施者は、英国高等法院による RAND 条件に基づくグローバルライセンス契約の条件決定(及び最終的な条件が決定されるまでの暫定ライセンスの条件決定)を求めました。Nokia は、まず、ITU-T の共通特許ポリシーの文言(「willing to negotiate」)を踏まえ、ITU-T へのコミットメントは誠実交渉義務にすぎず、RAND 条件に合意する義務は含まれないと主張しましたが、裁判所は、ライセンス宣言の文言(「prepared to grant」)を踏まえ、ITU-T へのコミットメントは第三者のための契約であり、RAND 条件に基づくライセンス供与という結果を約束するものであるとしました。

- ✓ また、ITU-T へのコミットメントの解釈にはスイス法が適用されるどころ、RAND 条件は曖昧でありスイス法上の契約成立の要件である確定可能性(determinability)を満たさないという Nokia の主張に対して、裁判所は、比較ライセンスアプローチやトップダウンアプローチ等の客観的基準を用いて、当事者間の更なる合意を必要とせず RAND 条件を決定しており、確定可能性の要件を満たしているとしていました。
- ✓ さらに、Nokia は、実施者に対し仲裁の提案を行っていたにもかかわらず実施者がそれを拒否したことにより、実施者が不誠実なライセンサーであると主張しましたが、裁判所は、仲裁は当事者の合意が必要であり強制できないことや、仲裁は代替的な法廷ではなく代替的紛争解決手段(ADR)にすぎないこと、実施者が公開された裁判所での決定を望むことには正当な理由があるとして、仲裁を拒否しても不誠実なライセンサーとはいえず、実施者が RAND であると英国裁判所が最終的に決定した条件でライセンス契約を締結することを約束している以上、誠実なライセンサーであるとしていました。
- ✓ そして、暫定ライセンスに関する宣言を認め、Nokia の仲裁の提案は RAND ライセンスのオファーとはいえず ITU-T へのコミットメントに違反していることも認めたものの、(ドイツを含む多数の国で差止請求訴訟を提起している)Nokia が不誠実なライセンサーであるとする宣言については、その宣言を行っても Nokia の方針を変える効果は薄く有用ではないとして認めませんでした。

3. 中国

中国では、英国においてグローバル FRAND 条件の決定に係る管轄権が認められた *Unwired Planet v. Huawei* 事件判決が出された 2020 年以降、他国における訴訟追行や判決執行を求めることを禁止する禁訴令(Anti-Suit Injunction: ASI)が相次いで出されてきました。これを問題視した欧州(EU)が 2022 年 2 月に WTO に提訴し、近年その判断が下されたことや、*Huawei v. Netgear* 事件判決において中国で初めて反禁訴令(Anti-Anti-Suit Injunction: AASI)が認められたこと、*ACT v. Oppo* 事件判決において中国で初めて比較ライセンスアプローチに基づきグローバル FRAND 料率が決定されたことが注目されます。

(1) *ACT v. Oppo* (2022) 最高法知民終 907、910、911、916、917、918 号

- ✓ 本件は、音声符号化規格(AMR-WB)に関する標準必須特許を巡る、特許権者である Advanced Codec Technologies(ACT)と実施者である Oppo の間の特許権侵害及び実施料に関する訴訟です。
- ✓ 中国最高人民法院(SPC)は、Oppo による特許権侵害を前提に、損害(実施料)の算定に関しては、以下のとおり判断を示しました。
 - 実施料率の算定方法については、当事者が提示した証拠に基づき裁判所が算定方法を選択するとして、ACT が事件外の当事者と締結した複数のライセンス契約を締結したこと等を踏まえ、比較ライセンスアプローチを採用しました。
 - その上で、最も適切な比較対象を選択するため、裁判所は①交渉の環境(訴訟の圧力等がないか)、②主体(ライセンサー)の類似性、③特許の類似性、④ライセンス条件の類似性の 4 要素を考慮するとして、訴訟の圧力下で締結された契約等は排除し、訴訟の影響が最小限で通常の商業的交渉に近い状態で締結された契約を最も適切な比較対象として採用しました。
- ✓ また、(遅延利息の計算に影響する)過失割合の算定にあたって、裁判所は、以下のような FRAND 交渉における行動規範を過失の判断要素として考慮するとしていました。

- 特許権者:①侵害通知なしの訴訟提起、②ライセンス要求の拒絶、③差止訴訟等による繰り返しの威嚇、④正当な理由なき交渉中断、⑤必要情報(クレームチャート等)の開示拒否、⑥実施料算定根拠の開示拒否、⑦不合理な差別的条件の提示、⑧対案への回答遅延、⑨技術的質問への回答拒絶。
- 実施者:①通知受領後の応答遅延、②オファーへの回答遅延、③オファーが不合理な場合の速やかな対案提示や供託の有無、④正当な理由なき交渉遅延・中断、⑤不合理な条件の提示。
- ✓ その上で、裁判所は、ACT 側には「計算根拠の説明不足」や「訴訟提起による威嚇」等の過失があり、Oppo 側には「販売データの開示拒否」や「不当に低い対案提示」等の過失があったとし、双方の過失割合を 50 対 50 と判断しました。そして、裁判所は、Oppo に対し、中国国内で販売された対象製品について合計 15,390,527 人民元のライセンス使用料に加え、上記に基づき 50%の割合で計算された遅延利息及び合理的費用 60 万人民币を支払うよう命じました。

(2) *Huawei v. Netgear* (2024) 最高法知民終 914、915 号

- ✓ 本件は、Wi-Fi 6 に関する標準必須特許を巡る、特許権者である Huawei と実施者である Netgear の間の訴訟です。
- ✓ Netgear が米国カリフォルニア州裁判所に係属していた訴訟において Huawei が中国、ドイツ及び欧州統一特許裁判所(UPC)で差止命令を求めたり執行したりすることを禁止する、いわゆる禁訴令(Anti-Suit Injunction: ASI)を求めたことを受け、申立人である Huawei はこれに対抗するため、中国最高人民法院に行為保全(いわゆる反禁訴令(Anti-Anti-Suit Injunction: AASI))を求め、裁判所は、以下のとおり行為保全の 4 要件への当てはめを行った上で、Huawei の申立てを認めました。
 - ①「保全権利の法的根拠」について、裁判所は、第一審(済南中級人民法院)において、Netgear による特許権侵害や交渉遅延等の過失が認められているとしました。
 - ②「回復困難な損害」について、裁判所は、米国カリフォルニア州裁判所で ASI が認められた場合、Huawei は中国での訴訟追行や判決執行の断念を余儀なくされ、訴訟手続の権利に対する重大な侵害を受けることになり、その損害は回復困難であると判断しました。
 - ③「利益衡量」について、反禁訴令は Netgear に(米国で ASI を申し立てないという)一時的な手続上の不作為義務を課すにすぎず、Huawei の受ける損害が Netgear の受ける損害を明らかに上回るとしました。
 - ④「公共の利益」について、反禁訴令は、中国の司法手続の独立性を守るものであり、公共の利益を損なうものではないとしました。
- ✓ 裁判所は、Netgear に対し、米国等の裁判所において中国訴訟の禁止や執行停止を求める申立てを行うことを禁止し、既に行っている場合は 24 時間以内に取り下げを命じました。また、この命令の実効性を担保するため、違反した場合には 1 日あたり 100 万人民币の罰金を科す旨の決定を下しました。なお、この反禁訴令は、Huawei の申立てからわずか 2 日で決定が出されました。

(3) *EU v. China* (2025) WT/DS611/ARB25

- ✓ 本件は、標準必須特許のライセンス交渉を巡る訴訟において、中国の裁判所が特許権者に外国における訴訟追行や判決執行を禁じる禁訴令(Anti-Suit Injunction: ASI)を発令する政策(ASI 政策)が TRIPS 協定に整合するかを争点として、EU が中国を提訴した WTO 紛争解決手続の裁定です。

- ✓ 仲裁人は、パネル(第一審)による TRIPS 協定の解釈の一部に誤りがあるとしてこれを取り消したものの、以下のとおりの理由から中国の ASI 政策が TRIPS 協定違反であると判断しました。
 - まず、仲裁人は、中国における ASI 政策が、単なる個別の司法判断の集積ではなく、全国人民代表大会(NPC)常務委員会の支持や最高人民法院(SPC)による推進を含む、明確な政策目的を持った「一般的かつ将来的に適用される規範(rule or norm of general and prospective application)」として存在するというパネルの認定を支持しました。
 - その上で、TRIPS 協定 1.1 条(協定の実施)について、仲裁人は、同条第 1 文の「協定を実施する(give effect)」義務について、加盟国は自国内で協定を実施する義務を負うだけでなく、他の加盟国が実施した知的財産権の保護や執行を「阻害(frustrate)」してはならないという義務を負うと解釈し、これを否定したパネルの解釈を覆しました。
 - また、TRIPS 協定 28.1 条(特許権者の排他的権利)について、仲裁人は、ASI 政策が他の加盟国が付与した特許権者の排他的権利を実質的に阻害するものであり、同条と整合しないと判断しました。さらに、TRIPS 協定 28.2 条(ライセンス契約の締結権)について、仲裁人は、ASI 政策が実施者から特許権侵害訴訟のリスク(=交渉へのインセンティブ)を取り除くことで交渉プロセスを歪めて特許権者のライセンス契約の締結権を阻害するものであり、同条と整合しないと判断しました。
 - そして、TRIPS 協定 63.1 条(透明性)について、仲裁人は、Xiaomi v. InterDigital 事件における ASI 決定は、ASI の新たな法的基準を示したものであり、将来の事件の参照となる「一般に適用される司法判決」に該当するため、これを公表しなかったことは同条に違反するとしてパネルの判断を支持しました。
- ✓ 以上より、仲裁人は、その他の EU の主張の一部は退けたものの、中国に対し、ASI 政策を TRIPS 協定に適合させるよう是正することを勧告しました。

4. 米国

米国においては、2012 年の *Microsoft v. Motorola* 事件判決⁹で確立された禁訴令の判断基準に関して、近年、その認容基準が緩和されるような具体的な解釈が示されたことが注目されます。

(1) *Ericsson v. Lenovo, Case: 24-1515*

- ✓ 本件は、5G 通信規格の標準必須特許を巡る、特許権者 Ericsson と実施者 Lenovo 間の訴訟です。Ericsson がコロンビア及びブラジルで取得した予備的差止命令の執行を阻止するため、Lenovo が米国ノースカロライナ州東部地区連邦地裁に訴訟差止命令(Anti-Suit Injunction: ASI)を求めました。
- ✓ 地裁は、*Microsoft v. Motorola* 事件判決で示された ASI の発行可否に関する以下の 3 要件の枠組みを採用した上で、第一要件である「決定的(dispositive)」の要件を満たさないと判断しました。
 - 国内訴訟と外国訴訟の当事者及び争点が同一であり、国内訴訟が差止対象となる外国訴訟に対して「決定的(dispositive)」であるか。
 - 外国訴訟が米国の公共政策に反するか、不当に煩わしいか、米国裁判所の管轄権を脅かすか、訴訟の重複による無駄や遅延をもたらすか、米国訴訟と矛盾する判決をもたらす可能性があるか。

⁹ *Microsoft Corp. v. Motorola, Inc.*, 696 F.3d 872, (9th Cir. 2012).

- 国際礼讓に及ぼす影響が許容範囲内か。
- ✓ しかし、連邦巡回区控訴裁判所(CAFC)は、以下の理由から、第一要件は満たされていると判断し、地裁の決定を取り消し、残りの要件について審理を行うよう差戻しを命じました。
 - 地裁は「決定的(dispositive)」であるためには、国内訴訟が外国訴訟全体の解決(グローバルクロスライセンスの締結)に至る必要があるとしましたが、CAFC はこれを否定しました。その理由として、Microsoft v. Motorola 事件判決に基づき国内訴訟が外国の差止命令の正当性を解決するのであれば、外国訴訟全体を解決しなくとも同要件は満たされると判示しました。
 - その上で、CAFC は、ETSI の FRAND 宣言を行った当事者は、標準必須特許に基づく差止救済を追求する前に、少なくともライセンス交渉を誠実に行う義務を遵守していなければならないと解した上で、Ericsson が誠実交渉義務を果たしたかという現在米国訴訟で審理されている主要な争点の判断が、Ericsson が外国で求めている差止命令の正当性を決定付けることになるため、ASI は第一要件を満たすと判断しました。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 後藤 未来 (miki.goto@amt-law.com)
弁護士 角田 匠吾 (shogo.tsunoda@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。